

令和 7 年 9 月 1 8 日

SARTRAS 事務局

「著作権に関する一元的な相談窓口整備事業」の概要

SARTRAS は、下記事業を共通目的事業・委託事業として実施することを決定しました。

記

1. 事業名

著作権に関する一元的な相談窓口（総合的著作権相談窓口）整備事業

2. 事業の目的等

一元的な相談窓口においては、著作物の利用に関する一般的な説明の他、必要に応じ各分野の著作権管理団体、補償金管理団体及び権利者団体等への取次を行うとともに、相談内容について FAQ として集約し、公表を行う。また、2026（令和 8）年 4 月施行予定の未管理著作物裁定制度の利用に関する事前相談窓口を兼ねることとし、同裁定制度の申請のサポート、要件該当性の事前確認及び通常の使用料相当額算出補助等の登録確認機関に係る業務の支援も行うこととする。

3. 事業の期間

準備期間を含め 3 年程度を予定する。

- (1) 令和 7 年 11 月 ～ 令和 9 年 3 月（1 年 5 か月、今回の予定事業期間）
- (2) （1）の結果を踏まえ、さらに 2 年間の延長を予定（令和 9 年 4 月～令和 11 年 3 月）

4. 共通目的事業の区分

本事業は、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業の両方に該当する。

5. 共通目的事業の種類（委託事業）

(1) 企画

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）

令和 6 年 12 月 13 日付け文化庁著作権課長名による「総合的著作権相談事業の実施に対する共通目的事業による支援について（協力依頼）」を受け、SARTRAS が企画。

(2) 事業の実施主体（委託先）

未管理著作物裁定制度における登録確認機関及び指定補償金管理機関の資格を有する団体であって、著作権に関する一般的な相談窓口業務について必要な知識と経験を有する法人

* 著作権法が定める登録確認機関及び指定補償金管理機関の要件は次のとおりである。

①登録確認機関の要件（著作権法第 104 条の 34、第 3 項）

- ・ 従事者に著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者が一人以上含まれること
- ・ 使用料相当額算出に必要な知識及び経験を有する者が一人以上含まれること

②指定補償金管理機関の要件（著作権法第 104 条の 18）

- ・ 一般社団法人又は一般財団法人であること
- ・ 補償金管理業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること

6. 委託額 金 50,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

但し、委託金額の決定に当たっては、原則として、次の点に留意する。

- ① 本事業を実施するために必要な直接的な経費を対象とする（人件費を含む）。
- ② 既存事業部分に係る経費は対象外とする。
- ③ 本事業終了後に当該法人の資産となるものの購入費等は対象外とする。

* 具体的な委託先、委託業務の内容及び金額は、10 月下旬に予定される文化庁長官による未管理著作物裁定制度の登録確認機関及び指定補償金管理機関の決定後に、当該法人との協議を経て SARTRAS が決定する。

7. その他

本事業については、SARTRAS「共通目的事業の選定及び共通目的基金の管理等に関する規程」第 10 条、第 12 条及び第 20 条等の要件を満たすことが必要である。

以上

問い合わせ先 SARTRAS 共通目的事業窓口 kyotsumokuteki@sartras.or.jp
--